

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日  
のときは、その翌日)

## 目 次

◇ 告 示 肥料の分析検査の結果の概要

ブルセラ病検査等の実施

林業種苗法による普通母樹林の指定

土地改良事業の認可

開発行為に関する工事の完了

◇ 選 管 告 示 選挙管理委員会の招集

## 告 示

### 鳥取県告示第二百八十四号

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第三十条第一項の規定に基づき、昭和四十六年一月から十二月までに収去した肥料の分析検査の結果の概要を、同法同条第五項の規定により、次のとおり公表する。

昭和四十七年四月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

肥料の種類

保証票添付者

検査点数

うち  
不合  
格  
数

熔成りん肥

日の出化学工業株式会社

三

混合りん肥

小野田化学工業株式会社

三

魚かす粉末

小林産業株式会社

三

蒸製骨粉

谷口伊三郎

三

なたね油かす粉末

日本興油株式会社

三

わたみ油かす粉末

加藤製油株式会社

三

ひまし油かす粉末

丸金製油株式会社

三

第一種複合肥料

東北肥料株式会社

三

〃

三菱化成工業株式会社

三

〃

三井東洋化学株式会社

三

〃

宇部化成肥料株式会社

六

〃

宇部興産株式会社

六

〃

セントラル硝子株式会社

六

〃

日新化成工業株式会社

三

〃

片倉チツカリン株式会社

六

〃

住友化学工業株式会社

九

〃

株式会社多木製肥所

六

〃

光興業株式会社

二

〃

昭和電工株式会社

三

〃

鳥取県経済農業協同組合連合会

一六

〃

佐治村農業協同組合

二

〃

赤碓町農業協同組合

二

〃

加工苦土肥料	東郷農業協同組合	二	○
けい酸質肥料	中浜農業協同組合	二	○
消石灰	倉吉市農業協同組合	二	○
"	中国鉱業株式会社	三	○
"	株式会社日本石灰工業所	三	○
"	川鉄鉱業株式会社	六	○
"	内海塩業株式会社	三	○

鳥取県告示第二百八十五号

家畜伝染性疾病の発生を予防するため、次の要領により、ブルセラ病検査、結核病検査、ひな白痢検査、ピロプラズマ病検査、ニューカッスル病検査、マイコプラズマ病検査、豚丹毒予防注射及びだに駆除を実施するの  
で、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定に  
基づき、牛、豚及び鶏の所有者に対して検査、注射及び駆除を受けること  
を命ずる。

昭和四十七年四月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 実施の目的

ブルセラ病、結核病、ひな白痢、ピロプラズマ病、ニューカッスル

病、マイコプラズマ病及び豚丹毒予防のため

二 実施する区域

県下全域

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

1 ブルセラ病検査及び結核病検査

搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれと同  
一構内で飼育している牛。ただし、生後三月以内のもの、分べん前一  
月以内のもの及び分べん後十日以内のものを除く。

2 ひな白痢検査

種鶏及びこれと同一構内で飼育している鶏

3 ニューカッスル病検査

鶏

4 マイコプラズマ病検査

種鶏及びこれと同一構内で飼育している鶏並びに食鶏

5 ピロプラズマ病検査及びだに駆除

牛。ただし、生後三月以内のもの及び分べん前後一月以内のものを

除く。

6 豚丹毒予防注射

豚。ただし、生後五十日未満のもの及び分べん前後一月以内のもの

を除く。

四 実施の期日

昭和四十七年四月十五日から昭和四十八年三月三十一日まで

五 検査、注射及び駆除の方法

1 ブルセラ病検査

ブルセラ急速凝集反応及び試験管凝集法

2 結核病検査

ツベルクリン皮内反応

3 ひな白痢検査

ひな白痢急速凝集反応

- 4 ピロプラズマ病検査  
血液塗抹検査
- 5 ニューカッスル病検査  
臨床検査及びHI抗体検査
- 6 マイコプラズマ病検査  
臨床検査及び急速凝集反応
- 7 豚丹毒予防注射  
豚丹毒予防液皮下注射
- 8 だに駆除  
アズントール散布

普通母樹林

指定番号	指定年月日	樹種	所在場所	面積	所有者等の住所及び氏名
四十六	昭和四十七年四月十一日	すぎ	八頭郡若桜町大字糸白見六八四一、二、三、一三、三二、八二	七・五五ヘクタール	八頭郡若桜町大字若桜中尾喬一
二	"	ひのき	八東町大字徳丸一七七七一	〇・六八	八東町大字徳丸白山神社代表 尾崎 幹夫
三	"	"	用瀬町大字赤波六九八	一・三六	用瀬町大字赤波西村司朗ほか一名
四	"	"	大字宮原二八六第一	一・〇九	智頭町大字智頭中 西 章 道
五	"	"	大字赤波二二九八	〇・三七	福田 操
六	"	"	"	〇・四七	"
七	"	"	東伯郡関金町大字郡家六三一、六二四、六二五、六二八、六二九、六三三	一二・三八	倉吉市上古川 谷本美保子、谷本春野

鳥取県告示第二百八十六号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第三条第一項の規定に基づき、普通母樹林を次のとおり指定する。

昭和四十七年四月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

二十	十九	十八	十七	十六	十五	十四	十三	十二	十一	十	九	八	
二十	十九	十八	十七	十六	十五	十四	十三	十二	十一	十	九	八	
七〇七、七二一	七二二、一三三	七〇〇、七〇一、七〇二、七〇三、七〇四、七〇五、七〇六、七〇七、七〇八、七〇九、七一〇、七一一、七一二、七一三、七一四、七一五、七一六、七一七、七一八、七一九、七二〇、七二一、七二二、七二三、七二四、七二五、七二六、七二七、七二八、七二九、七三〇、七三一、七三二、七三三、七三四、七三五、七三六、七三七、七三八、七三九、七四〇、七四一、七四二、七四三、七四四、七四五、七四六、七四七、七四八、七四九、七五〇、七五一、七五二、七五三、七五四、七五五、七五六、七五七、七五八、七五九、七六〇、七六一、七六二、七六三、七六四、七六五、七六六、七六七、七六八、七六九、七七〇、七七一、七七二、七七三、七七四、七七五、七七六、七七七、七七八、七七九、七八〇、七八一、七八二、七八三、七八四、七八五、七八六、七八七、七八八、七八九、七九〇、七九一、七九二、七九三、七九四、七九五、七九六、七九七、七九八、七九九、八〇〇、八〇一、八〇二、八〇三、八〇四、八〇五、八〇六、八〇七、八〇八、八〇九、八一〇、八一	六九四ノ二	六九四ノ二	六九四ノ二	六九四ノ二	六九四ノ二	六九四ノ二	六九四ノ二	六九四ノ二	六九四ノ二	六九四ノ二	六九四ノ二
一・八二	一・八一	二・六九	一・〇五	一・三九	一・〇四	一・一四	一・五〇	二・二五	〇・一八	〇・〇五	〇・〇七	〇・〇四	
中津尾進	中津尾進ほか二名	馬田和雄ほか四名	馬田和雄	遠藤賢次	飯田久康	下村有象	小林部落長 林原 正治	岡田 勲	会見町市山二五一	会見町大字山住一九六	岸本町大字小林一〇一	大山町大字長田一〇一	西伯郡中山町大字羽田井 一四一八―四三九
中津尾進	中津尾進ほか二名	馬田和雄ほか四名	馬田和雄	遠藤賢次	飯田久康	下村有象	小林部落長 林原 正治	岡田 勲	会見町市山二五一	会見町大字山住一九六	岸本町大字小林一〇一	大山町大字長田一〇一	西伯郡中山町大字羽田井 一四一八―四三九

34	33	32	31	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	すぎ	"	くろまつ	"	くろまつ あかまつ	"	"	"	"
日野郡日南町大字宮内七二六	"	"	"	"	岡山県阿智郡神郷町大字高瀬 三五二八―四	中山町大字赤坂七三九第二	"	"	大字宮内六九五ノ三	大字豊房一ノ一五三	大字赤松二、三八六	大字今在家 七三四、七三五ノ一	大字佐摩二九八ノ一 二九九ノ一 三〇〇 三〇一
〇・〇八	〇・二八	〇・〇三	〇・〇二	〇・一六	〇・〇五	〇・五五	二・一三	〇・八一	一・四〇	三・八二	〇・六一	三・五六	七〇三 〇・九二
入沢林業株式会社	小谷 浅一	"	"	"	日野郡日南町大字上石見八三六―九 小谷 英穂	中山町下甲 平谷 光信	近藤 専重郎	美谷 邦安	領坊領部落有 部落長 中尾泰次郎	清水 隆寿	"	"	"

四十八	四十七	四十六	四十五	四十四	四十三	四十二	四十一	四十	三十九	三十八	三十七	三十六	三十五
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	ひのき	ひのき	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	日野町大字中管 一四九五十三	大字宮内 一四一九 一四二〇	大字矢戸二	日南町大字福塚三五四ノ一	日野町大字舟場八五九	一五二二、一五二三	〃	一五二七一	日南町大字宮内 一五七九 一五八〇 一五八一	溝口町大字畑池一〇四六外四筆	一五二七一	五一〇	一五八一
一三四七	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
二・六〇	一〇・三三	一二・〇〇	二・六五	〇・三一	一・〇一	〇・二四	一・〇五	〇・九八	〇・九六	〇・一八	〇・四〇	〇・〇四	〇・三一
〃	米子市尾高町六六 坂口平吉郎	日野郡日南町大字宮内三四一 入澤宏	米子市道笑町一十九 益尾健太郎	〃 日南町大字福塚一九六 児玉静枝	〃 日野町大字舟場 佐々木治一	〃	〃	〃	〃 日南町大字宮内三四一 入澤宏	〃 溝口町大字畑池 白根義雄	〃	〃	〃

四十九 " あかまつ " 江府町大字久連九九一ノ一外一 四・八七 "

五十 " " " 溝口町大字岩立二一 一・三一 "

岡山県新見市新見町二〇四一―五  
 王子造林(株)広島出張所  
 新見 駐 勤 所  
 日野郡溝口町大字岩立  
 森田正教ほか二名

鳥取県告示第二百八十七号

西伯郡淀江町大字淀江六二八番地山内繁旭ほか七十八人の者から申請のあつた数人が共同して行なう土地改良(淀江白浜地区畑地かんがい)事業については、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十五条第三項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十七年四月七日認可したので、同法第九十五条第四項の規定により告示する。

昭和四十七年四月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第二百八十八号

次の開発行為に關する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和四十七年四月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 許可番号

昭和四十七年二月二十六日 鳥取県指令受都計第六十五号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取県賀露町字西浜

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

選挙管理委員会告示

鳥取市賀露町八三二  
上林 元三郎

鳥取県選挙管理委員会告示第七号

昭和四十七年第四回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。  
 昭和四十七年四月十一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

一 日時 昭和四十七年四月十二日 午前十一時

二 場所 鳥取市東町一丁目二百二十番地

鳥取県選挙管理委員会委員室

三 議題 昭和四十七年度鳥取県選挙管理委員会事業計画について